

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月 1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の36
許認可等の種類	指定調査機関の指定
法令の定め	<p>第115条の36</p> <p>第1項 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第3項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>第2項 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p>
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	<p>総期間 21日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 14日・月（介護サービス情報公表制度指定法人選定委員会）</p> <p>処分機関 7日・月（ ）</p>
処分担当課	<p>保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護運営グループ</p> <p>（電話番号：011-231-4111 内線25-667）</p>
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jyouhoukouhyu.htm

別紙

北海道「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定要領

第3 指定調査機関の指定要件

指定調査機関は、次の各項の全てを満たしているものとする。

- 1 法人格を有すること。
- 2 北海道内に主たる事務所を有すること。
- 3 北海道全域を営業区域とすること。
- 4 法第115条の35第1項の規定による厚生労働省令で定めるサービスの全てについて、調査が可能であること。
- 5 次の各号のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。
 - (2) 指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの。
 - (3) 指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの。
 - (4) 法人の役員のうち、第1号に該当する者があるもの。
- 6 職員、設備、調査事務の実施の方法、その他調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公平かつ的確な実施のために適切なものであること。
- 7 調査事務の実施に関する計画を的確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。
- 8 北海道知事が作成する調査員名簿に登録された調査員に調査事務を行わせるため、調査員の選考や事務従事依頼を行うとともに適切に調査事務を遂行できるよう、連絡調整等を担当する職員を必要数配置していること。
- 9 次に、中立性及び公平性が確保されていること。
 - (1) 介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下「利害関係者」という。）が、法人の役員、構成員又は職員の2分の1を超えていないこと。又は、利害関係者以外で調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる、独立性の高い委員会を組織していること。
 - (2) 介護サービスを現に提供する事業者及び調査事務の利害関係者が、法人の会員等として2分の1以上参加していないこと。又は、利害関係者以外で調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる、独立性の高い委員会を組織していること。
- 10 法人自らが、調査を行おうとする介護サービスを提供していないこと。
- 11 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うこと。